

尖閣諸島の国際法上の地位

——主としてその歴史的側面について——

目次

序章 (一) はじめに一先占の法理—

(二) 尖閣諸島は歴史的に中国の領土であったか

第一章 中国・冊封使録における尖閣諸島

第一節 「乃属琉球者」などの記述について

第二節 「郊」(「溝」) についての検討

第三節 島名の問題

第二章 その他の中国史料における尖閣諸島

第一節 明代海防史料における尖閣諸島

第二節 近代の中国地方志と尖閣諸島

第三章 琉球及び日本の史料における尖閣諸島

第一節 琉球の史料

第二節 日本側の史料 (その一) —林子平の『三国通覧図説』—

第三節 日本側の史料 (その二) —古地図・海図など—

終章 総括—国際法的評価



故 尾崎 重義
(筑波大学名誉教授)

序章

(一) はじめに一先占の法理—

本論文の課題は、尖閣諸島の帰属に関係のある歴史的事実を整理し、その歴史的事実を領土の帰属に関する国際法規に照合することにより、日中双方の主張のいずれが国際法的に見て妥当であるか評価を試みることである。

日本側は、尖閣諸島は、明治二十八年の閣議決定によって日本領土に

編入されるまでは、国際法的にどこの国にも所属していない「無主の地」であったと主張する。そして、日本による明治二十八年の領土編入措置とその後の同諸島に対する実効的支配を通じて、同諸島は国際法上有効に日本の領土となったのであり、第二次大戦後もその法的地位に変更はなかったと主張する。これに対して、中国側は、北京・台湾の双方ともに、尖閣諸島は歴史的に見て中国の領土であったと主張する。そして、日清戦争で中国が敗れた年に、日本は下関条約で台湾を割譲させるとともに、それと並行して、元来中国の領土であったこれらの諸島を一方的に自国の領土に編入したのであり、台湾同様に中国に返還されるべきものであると主張する。この日中双方の主張を対比するとき、重大な争点は次の二点であることが判明する。すなわち、第一に、尖閣諸島は、明治二十八年の時点で国際法的に見て、中国の領土であったのか、それとも「無主の地」であったのか。第二に、第一の点と密接に関連するが、明治二十八年の領土編入措置及びその後の実効的支配を通じて、日本は国際法上有効に尖閣諸島に対する領土権を取得したのか否かである。

ところで、日本政府が自己の主張の法的根拠として援用しているのは、国際法上の「先占」の法理である。国際法上一般に国家が領土を取得するための権原 (title) ⁽¹⁾ として認められるものに、先占、時効、割譲、添付および併合 (征服) がある。先占とは、要するに、「ある国が、どの国の領土にも属さない地域の上に事実上の支配を拡張した時、国際法がこの事実の効果が付与して、右の国に領土権を与えること」をいう ⁽²⁾。(ここでいう事実、すなわち、一定の事実の存在が認められるとき、その国際法上の効果として領土権が付与される場合のその事実を「権原」と呼ぶのである。) この先占が、法的に有効とされるためには、国家が領有の意思をもって当該土地を実効的に占有することが必要である ⁽³⁾。また、先占することのできる地域は、いずれの国の領有にも属していない地域 (国際法上の無主の地 terra nullius) である。すでに他国の領有に属している地域を、先占によって取得することはできない。(これに対して、ある国の領有する地域を、別の国が長期にわたって平穩公然と占有を続けることによって、その国 (後者) によるその地域に対する領土権の取得が認められる場合がある。これを時効と呼び、国際法上領土

権取得のための権原の一として通常認められている。すなわち、時効においては、新しい主権者の側が、領有の意思をもって、妨げられない長期の実効的な占有を行ない、また、その期間中、従前の主権者の側がこれを黙認することが絶対的な条件である。つまり、時効の完成のためには、一定の時間の経過が絶対に必要であるが（その期間がどれほどかについては、国際法は一義的に定めていない）、これに対して、先占においては、時間の単なる経過は本来なんら意味をもたない⁽⁴⁾。すなわち、先占においては、もともと領有の意思をもって無主の地を占有するとき、ただちに領土権取得という効果を発生すべきものであった。しかし、実際の領土紛争においては、係争地域が歴史的にある国の領土であったのか、それとも国際法的にいう無主の地であったのか判断としない場合がしばしば起こりうる。とくに、西欧の列強による領土併合や植民地分割が一応完了した十九世紀末以降の領土紛争においては、この種の困難な事例が目立ってきた。ところで、先占も時効もともに、国家の領有の意思と実効的占有の二つを要件としている。この点に着目して、最近の国際判例では、具体的ケースを先占か時効かに無理にあてはめることなく、いわば両者にまたがる概念ともいえるべき「国家的権能の平穏かつ継続した表示」という権原を新たに構成し、それによって現実の紛争を合理的に解決しようとしている⁽⁵⁾。これは、本来の先占がいわば領土権の取得の側面だけを問題にするのに対し、権利の維持の側面、すなわち国家の土地に対する継続的な支配権の行使の面（つまり時間の要素）を重視するものである。この国家の土地に対する実効的支配を領土権確立のための決定的要素と見る方法は、一九二八年のパルマス島事件仲裁判決において始められ、一九三三年の東部グリーンランド事件（常設国際司法裁判所判決）、一九五三年のマンキェ・エクルオ事件（国際司法裁判所判決）において踏襲された⁽⁶⁾。

尖閣諸島の帰属をめぐる紛争において、日本側は、日本の措置は先占の法理にかなったものであると主張している。本稿においては、「先占」観念の前述のような発展に留意しつつ、尖閣諸島が、歴史的に中国の領土であったのか、それとも国際法上の「無主の地」であったのか検討することが主たる課題である。

（二）尖閣諸島は歴史的に中国の領土であったか

近代国際法は、十六、十七世紀に至ってヨーロッパ諸国の間で行なわれるようになったものであり、陳侃、郭汝霖などの冊封使録が書かれた明代の中国及び琉球には、国際法の適用はない。それゆえ、その当時であっては、中国がこれら諸島を自国の領土として考え、そのように取り扱い、他国がそれに対して争っていないければ、それで十分に中国の領有として認められていたといえよう⁽⁷⁾。つまり、中国の領有の意思が何らかの形で明確に表現されており、また現実に支配権がその地に及んでおり、他国もこれを認め、争わない状態にあるとき、それは、先占などの近代国際法の法理に頼らなくても、十分に中国領として確立していたといえる。今日中国領土を構成する圧倒的な部分は、この「記憶すべからざる過去よりの旧き占有」⁽⁸⁾によって、中国領として確立したものであり、後世の中国の国際法受容によって、その地位がいささかたりとも変動したわけではない。尖閣諸島のように、当時としては本土より遠く隔たり接近にも困難な無人島に関しては、かりに現実に支配権が及んでいなくても、それを自国領と見なし、そのようなものとして扱う領有の意思が、国家の態度としてなんらかの形で明確に表現されており、他国もそのことについて争っていないのであれば、そのことだけで当時としては中国領と見るに十分であったということができよう。しかし、もしそのような遠隔に位置し、接近が困難な無人の島嶼について、領有の意思が国家の態度から明確に看取することができないような場合には、いまだ法的にその地位が明確に定まっていなかったと見るべきであり、その後、日中両国が国際法を受容した後に、そのいずれかの国が（もちろん、別の国であってもよいが）、国際法上の先占の要件に合致するかたで占有した場合には、その時点で国際法上その国の領有に帰したと見るのが正当であろう。その点で、尖閣諸島が中国によって明確に自国の領土と認識されてきたのでないかぎり、それらの諸島の地位は、維新後日本がやはり先占によって取得したといわれる小笠原諸島や大東諸島、南鳥島などの地位と別に異なるところはない。英仏両国が当事国で

あるマンキュー・エクルオ事件の判決で、国際司法裁判所は、たとえ当事国の一方が、係争地域に対して中世にさかのぼる原初的・封建的権原をもっていたにしても、その権原が法の変化にともなって新たに必要とされた別の有効な権原によって代替 (replace) されなければ、今日においていかなる法的効果をも生み出しえないと判示した⁽⁹⁾。裁判所のいう新しい有効な権原とは、前述のように先占の観念が最近に至って変化したことにより、新たに要求されるようになった実効的占有に基づく権原を意味する。日中双方についていえば、新たに国際法を受容することによって両国をとりまく国際的な法関係に大きな変化があったのであるから、この新しい有効な権原によって代替されるという一種の時際法的な⁽¹⁰⁾要請は、より一層強く要求されることになる。すなわち、両国間に介在する帰属が必ずしも明確ではない無人島嶼については、近代国際法を受容後は新たに国際法の要求する方法によって帰属が確定されなければならないということになる。日本によってなされた明治二十八年のいわゆる領土編入措置およびその後の一連の支配権の行使が、実効的支配という最近の国際法が要求する先占の要件に合致するものであったかどうか検討するためには、まず前段階として、中国側が歴史的に尖閣諸島を領土として明確に認識していたかどうかを検討されねばならない。

本論文では、第一に、紛争の過程においてこれまで日中双方が援用した事実を中心に歴史的事実を吟味し、整理する。すなわち、原資料に基づいてその真偽を判定し、正確で法的に有意な歴史的事実を選別する。次に、そのようにして整理された歴史的事実を、領土の帰属に関する国際法規に照合することによって、日中双方の主張のいずれが法的に見て妥当であるか評価される。国際法は、過去数世紀の歩みで、曲がりなりにも領土帰属に関してかなり明確な法規を形成してきた。その法規に照らして見て、日中双方の主張のいずれが支持されるか、相対的に優劣が判定されるのである。本論文は以上のような構成をもつ。

第一章 中国・冊封使録における尖閣諸島

第一節 「乃属琉球者」などの記述について

琉球王朝が中国と正式に交渉をもったのは、洪武五年 (一三七二年) に明の太祖 (朱元璋) が行人楊載を琉球に派遣し入貢するように招諭したのに琉球中山王察度が応じて、王弟泰期を明に派遣し「臣を称し入貢」(朝貢) したのが最初である。当初は琉球から毎年進貢船が中国に派遣されたが (一年一貢)、後には原則として二年一貢とされた。進貢船は、一三七二年から一八七九年 (明治一二年。この年、日本政府は琉球藩を廃し沖縄県を置き、琉球の中国との冊封関係を禁じた。いわゆる琉球処分。) までの五〇七年間に二四一回 (明代一七三回、清代六八回) 派遣された⁽¹¹⁾。この進貢船のほかにも、とりわけ明代には、琉球から接貢船 (中国に赴いた進貢使を迎えるため翌年琉球より来る船)、接封船 (中国の冊封使を迎えるため琉球より派遣される船)、謝恩船 (冊封を受けた謝恩のため、冊封船の帰国に同行する謝恩使を乗せた船)、護送船 (琉球諸島にしばしば漂着する中国人及び朝鮮人を送還するための船)、慶賀使船 (中国の新しい皇帝の登極を慶祝する使節を乗せた船) などさまざまな名目で使船が派遣され、その数は、確認されるものだけで明代で二四〇回に及んでいる (一三七二年から一五八八年まで⁽¹²⁾)。

一方、中国からは洪武五年以後、琉球王朝の国王が死去し新しい国王が即位する際に、前国王を祭り (諭祭)、勅書を下して正式に新国王を封ずるため (冊封)、冊封使が派遣されるようになった⁽¹³⁾。冊封使は一三七二年から一八七九年までの約五〇〇年間に二十三回派遣され、そのうち明代が十五回、清代が八回であった。このように、明代の方が琉球との交渉はきわめて頻繁であったのであり、なかでも、前述のように琉球の船が中国に赴くことの方が圧倒的に多かったのである。このほかにも琉球は日本、朝鮮、南洋諸島とも活発に交易を行い⁽¹⁴⁾、当時の琉球の那覇港は国際貿易の中継地として殷賑をきわめた。すでに元代に (延裕四年 (一三一七年)) 琉球の宮古島の船がシンガポール付近で交易を行っていたことが中国史料 (『重修温州府志』 (一六〇五年) 卷十八)